

# 浮島地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、浮島地区まちづくり協議会と称し、事務局を浮島まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 地区行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、連合町内会ほか地区内すべての団体等で構成する。

- (1) 連合町内会（女性部を含む）
- (2) 福祉推進会
- (3) 東小学校PTA
- (4) 須津中学校PTA
- (5) 子ども会世話人連絡協議会
- (6) 保護司会
- (7) 民生委員・児童委員
- (8) 交通安全協会
- (9) 交通指導員
- (10) 地域安全推進員
- (11) スポーツ推進委員
- (12) 青少年指導員
- (13) 部農会
- (14) 土地改良区
- (15) 浮島水防分団

- (16) 食生活推進員
- (17) 各区自主防災会

## 第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 部会長 6名
- (5) 理事 各種団体代表等
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名
- (8) 相談役 若干名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、現任会長と各区長とで協議をし、総会において選任する。
- (2) 副会長は、現任正副会長と各区長とで協議をし、総会において選任する。
- (3) 会計は、正副会長と各区長とで協議をし、総会において選任する。
- (4) 部会長は、正副会長と各区長とで協議をし、総会において選任する。
- (5) 理事は別表に規定した者をもってあてる。
- (6) 監事は、副区長をもってあてる。
- (7) 顧問は、会長が推薦し、総会において選任する。
- (8) 相談役は、直前会長を選任する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。また、部会を担当する。
- (3) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (4) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。

(5) 理事は、会務及び事業計画等を審議する。

(6) 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第3章 部会

(部会)

第9条 本会に次の部会を置く。

部会	主な活動内容	関係団体等
体育部会	体育祭、各種スポーツ教室	町内会、スポーツ推進委員
文化部会	文化祭、講演会	町内会
青少年育成部会	青少年育成事業、ふれあいウォーク	町内会、小中学校PTA、子ども会世話人連絡協議会、青少年指導員、農協青年部（土地改良区）
安全部会	地域安全活動	町内会、交通指導員、交通安全協会、地域安全推進員、浮島水防分団、各区自主防災会
ふれあい部会	はるやま祭り	町内会、部農会、交通安全協会
福祉部会	高齢者福祉活動	町内会、福祉推進会、保護司会、民生委員・児童委員、食生活推進員

※防災及び環境衛生については、町内会活動の一環とする。

2 部会に、部会長1名、副部会長若干名を置く。

### 第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、各部会の部員及び補完組織の代表者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

(総会の機能)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 理事会に委任する事項

(6) その他の重要事項

(総会の開催)

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 構成員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第15条 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任できる。

2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 理事会

(理事会の構成)

第19条 理事会は、別表に掲げる役員で構成する。

(理事会の機能)

第20条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第21条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第23条 理事会には、第14条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

## 第6章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、市の補助金及び町内会の助成金並びに寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及び予算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑則

(情報の公開)

第28条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第29条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(附則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月24日から施行する。(役員定数の変更)

この規約は、平成28年4月22日から施行する。(役員定数及び部会の変更)

この規約は、令和2年4月22日から施行する。(理事、顧問及び構成団体の変更)

この規約は、令和3年4月23日から施行する。(理事、顧問及び構成団体の変更)

この規約は、令和4年4月22日から施行する。(理事、顧問及び構成団体の変更)

この規約は、令和5年4月27日から施行する。(理事、顧問及び構成団体の変更)

この規約は、令和6年4月26日から施行する。(理事、顧問及び構成団体の変更)

この規約は、令和7年4月25日から施行する。(理事、顧問及び構成団体の変更)

第5章 第19条 別表

理 事	まちづくり協議会会長・副会長	相談役	前まちづくり協議会会長
	各区長・副区長代表	顧 問	東小学校校長
	連合町内会女性部長		須津中学校校長
	福祉推進会会長		愛生保育園園長
	東小PTA会長		富士警察署須津交番
	須津中PTA代表		
	子ども会世話人連絡協議会長		
	民生委員・児童委員代表		
	交通安全協会分会長		
	交通安全指導員リーダー		
	地域安全推進員班長		
	スポーツ推進委員代表		
	青少年指導委員		
	部農会会長代表		
	土地改良区理事長		
	地域防災指導員		
	緑化指導員		
	浮島水防分団長		
	保護司代表		
	食生活推進員リーダー		
	各区自主防災会長		
	市職員まちづくり地区担当班長		